

配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

1 配慮書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間*
福井県庁 安全環境部 環境政策課	福井県福井市大手3丁目17番1号	8:30 ~17:15
敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課	福井県敦賀市中央町2丁目1番1号	8:30 ~17:15
敦賀市 東浦公民館	福井県敦賀市五幡32-8-1	9:00 ~17:00
敦賀市 東郷公民館	福井県敦賀市井川33-12	9:00 ~17:00
南越前町 建設整備課	福井県南条郡南越前町東大道29番1	8:30 ~17:15
南越前町 今庄事務所	福井県南条郡南越前町今庄84-25 (今庄住民センター内)	8:30 ~17:15
南越前町 河野事務所	福井県南条郡南越前町河野15-16-1 (河野住民センター内)	8:30 ~17:15

※いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

ただし、敦賀市東浦公民館および敦賀市東郷公民館は、休館日の月曜日を除く。

(2) 縦覧期間

2020年7月28日（火）から2020年8月28日（金）

(3) インターネットによる公表

株式会社 OSCF のホームページ (<http://oscf.co.jp/news/200728.html>) において、2020年7月28日（火）午前9時半から2020年8月28日（金）午後6時までの間、配慮書をご覧いただけます。

2 意見書の提出方法

配慮書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

(1) 意見書への記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 配慮書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

2020年8月28日（金）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒105-0004

東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階

株式会社 OSCF

【配慮書に関するお問い合わせ先】

株式会社 OSCF

電話番号（03）6457-9979

（土曜日・日曜日・祝日は除く、午前9時半から午後6時まで）

以 上